

承認第1号

専決処分事項の承認について

橋本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年11月30日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 2 年 9 月 30 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

橋本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(平成20年橋本市条例第25号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第6項の規定による同意を得た基本計画(以下「同意基本計画」という。)により定められた促進区域である本市(以下「促進区域」という。)において、法第13条第4項又は第7項による承認を得た地域経済牽引事業計画に従つて当該促進区域に設置した地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条で定める施設を促進区域内に設置した事業者が所有する、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して本市が課すが課する固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことについて定めて定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第6項の規定による同意を得た基本計画(以下「同意基本計画」という。)により定められた促進区域である本市(以下「促進区域」という。)において、法第13条第4項又は第7項による承認を得た地域経済牽引事業計画に従つて当該促進区域に設置した地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条で定める施設を促進区域内に設置した事業者が所有する、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して本市が課すが課する固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことについて定めるものとする。

附 則

この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日から施行する。